

真室川町産業振興事業をご活用ください【令和7年度版】

町では、事業者に対し「真室川町産業振興条例」による奨励措置を講じ、産業の振興と町民の雇用機会の拡大を図っています。

(※産業振興条例による奨励措置を受ける場合は、事前に事業者指定が必要となります。)

【奨励措置の内容】

奨励金区分	奨 励 措 置
用地及び建物取得奨励金 【新設・増設】	用地取得価格の30%相当額、建物取得価格の10%相当額 ※用地・建物合わせ1,000万円を限度とします。 ※適用期間は事業者指定の日から10年以内です。
操 業 奨 励 金 【新設・増設・移設】	土地、建物、機械設備等の固定資産税相当額及び町民税（法人税均等割額）相当額 ※過疎地域の持続的発展の支援に関する固定資産税課税免除条例（令和3年条例第16号）の規定により免除を受けた場合には、その金額を控除した残額について適用します。 ※適用期間は、操業開始後の投下固定資産の額に応じ、以下のとおりです。 投下固定資産額500万円以上・・・課税年度から5年以内 投下固定資産額500万円未満・・・課税年度から3年以内
雇 用 奨 励 金 【新設・増設・移設】	常用雇用者1人につき年額30万円 ※町内に居住する常時雇用者を1年以上雇用し、町民の常用雇用者が増員となる場合に限りです。 ※奨励金助成の適用は、常時雇用者1人1回限りです。
厚生施設整備奨励金 【新設・増設・移設】	福利厚生施設整備費の50%以内の額または100万円のいずれか低い額 ※福利厚生施設とは従業員の慰安・娯楽等の便宜を図るための施設をさします。 ※事業場の立地と一体的に雇用者の施設を整備した場合に限りです。 ※適用期間は、操業開始日から5年以内に1回限りです。
その他の奨励金 【新設・増設・移設】	町長が特に必要と認める施設の設置に要する経費の50%以内の額または100万円のいずれか低い額 ※適用期間は、操業開始日から5年以内に1回限りです。

【事業者の指定基準】

指 定 基 準	奨励金区分
◎次のすべてに該当する場合 (1) 投下固定資産額が、300万円以上（既設事業場の場合は200万円以上）のとき (2) 常時雇用者が、3人以上新規雇用又は増員となるとき（増設、移設の場合をのぞく）	用地及び建物取得奨励金 操業奨励金 雇用奨励金 厚生施設整備奨励金 その他の奨励金
◎新たに町民の常時雇用者の増員を計画している企業であって、次のいずれかに該当する場合 (1) 町内事業者にあつては、既に3人以上の町民の常時雇用者がいる (2) 町外事業者にあつては、既に10人以上の町民の常時雇用者がいる	雇用奨励金 その他の奨励金

《お問い合わせ先》 真室川町企画課 産業交流係 ☎0233-62-2050（内線222・223）

※右記にありますQRコードよりLINEを登録していただき真室川町公式ホームページをご確認ください。

